

第8章 労働組合

1 労働組合とは

労働組合は「労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体」、すなわち、労働者が団結して、賃金や労働時間などの労働条件の改善を図るためにつくる団体です。(労働組合法(以下「労組法」)2条)。

賃金や労働時間などの労働条件は、本来であれば労働者と使用者が対等な立場で締結した労働契約によって決まるものですが、現実には、労働者は使用者に雇われてはじめて生活できるという弱い立場にあり、使用者が一方的に決めた労働条件で働かざるを得ないという立場にあります。そこで働く者の権利を保障し、労働者を保護するため、憲法28条で、労働三権(団結権、団体交渉権、団体行動権(争議権))を保障しています。具体的な労働組合の結成や活動については、労組法によって保障されています。

2 労働組合の結成について

労働組合は、働く人たちが2人以上集まればいつでも自由につくることができます。労働者によって自主的に結成されていれば、官公庁への届出や使用者の承認などは必要ありません。

■労働組合結成の流れ

準備段階	結成	活動
有志による結成準備 ○メンバーの役割分担 ↓ ○組合加入の呼びかけ ○組合規約、活動方針の作成 ○学習会の準備 ○結成大会の準備	結成大会で決定すること ○組合規約 ○活動方針 ○要求書 ○役員	○使用者への結成通知 ○要求書の提出 ○団体交渉の申し入れ

3 既存の労働組合等の活用及び合同労働組合（ユニオン）への加入

労働組合の組織率が低下する中、正規、非正規を問わず、職場に労働組合がないため、不利な労働条件で働かざるを得ない労働者がいます。また、労働組合はあっても、正規労働者しか加入できない場合もあります。

職場に労働組合がない場合あるいは組合結成が困難な場合は、まず産業別や地域別に組織された労働団体(上部団体)に相談したり、既存の労働組合に加入したりする方法があります。

また、合同労働組合(ユニオン)は、企業の枠を超えて一定の地域で個人加入を原則として組織される組合で、中小企業の労働者が労働組合をつくりにくいという事情から生まれたものです。その会社に組合員は1人しかいなくても、ユニオンには団体交渉権があります。解雇された後に加入して、解雇についての団体交渉を行うことも可能です。

4 労働組合の活動

(1) 団体交渉

団体交渉とは、労働者の代表(労働組合)と使用者が、具体的に賃金や労働時間等の労働条件の維持、改善等について交渉し、取り決める場です。労働者が団結力を背景に使用者と対等な立場に立つという意義があります。

労働組合が結成されると、労働組合は使用者に対して、労働条件や労使関係等について要求書を提出し、要求についての使用者に対する申し入れ(団体交渉の申し入れ)を行うことができます。

団体交渉は、憲法で保障されており、使用者は正当な理由がない限り団体交渉を拒否することができません(労組法7条)。

団体交渉の結果、労使の合意事項について労働協約を締結することが認められています(労組法14条)。

(2) 労働協約

労働協約とは、労使の団体交渉の結果、労働条件や労使関係のルールについて合意した事項を①文書にし、②労使双方の代表者が署名または記名押印したものをいいます。

この①、②の要件を満たした労働協約は、労組法上の法的保護の対象となります(労組法14条)。労働協約と就業規則、労働契約との間で、内容が異なる場合、労働協約に反する就業規則や労働契約の記載は無効になり、労働協約に定めた内容に従うことになります。(労組法16条)。

労働協約 > 就業規則 > 労働契約

(3) 争議行為

労使の主張に隔たりがあり、いくら団体交渉をしても意見が一致しないとき、労働組合には自らの要求を実現させるために、争議行為を行う権利(争議権)が認められています。

争議行為とは、労使間の紛争において当事者がその主張を貫徹するために、業務の正常な運営を阻害することをいいます(労働関係調整法7条)。

争議行為にはストライキ、サボタージュ(怠業)の他、時間外労働拒否やピケッティング、職場占拠、ボイコット、業務妨害、使用者側が行う唯一の争議行為であるロックアウトなどさまざまな形態があります。

5 不当労働行為とその救済

不当労働行為とは、使用者が労働者の団結権等を不当に侵害する行為のことです。労組法では労働組合の正当な活動を保障するために、使用者がしてはならない行為を不当労働行為として定めています(労組法7条各号)。

不当労働行為が行われたときは、労働組合は労働委員会に救済を申し立てることができます。労働委員会は不当労働行為の事実があると認めたときは、使用者に対し、労働者を救済するための命令を出すことができます。

6 労働委員会

労働委員会とは、労使間に紛争が生じ、当事者で自主的に解決することができない場合に、集团的労使紛争を中立・公正な立場で迅速・円満に解決するために、各都道府県に設けられている公的な専門機関です。労使紛争の調整(あっせん、調停、仲裁)、不当労働行為の審査、労働組合の資格審査などを行っています(P122参照)。

※労働組合ハンドブック

福岡県では、「労働組合ハンドブック」を作成しています。

お近くの労働者支援事務所に請求するか、福岡県のホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)で「労働組合ハンドブック」を検索し、「労働組合ハンドブックをご利用ください」を選択いただくことで、PDF 版のダウンロードが可能です。